

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 14 日 (火) 第 395 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 1
- 鹿児島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則 (※) (管財課取扱い) 1

規 則

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 4 号

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県公有財産管理規則 (昭和39年鹿児島県規則第42号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 1 号, 第 2 号 及 び 第 4 号 中 「 免 許 管 理 課 」 を 「 留 置 管 理 課 , 免 許 管 理 課 」 に 改 め , 同 項 第 5 号 中 「 第 1 条 」 を 「 前 条 」 に 改 め る 。

附 則

この規則は, 令和 5 年 3 月 17 日から施行する。

.....

鹿児島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 5 号

鹿児島県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県庁舎等管理規則 (平成 8 年鹿児島県規則第79号) の一部を次のように改正する。

別表中 「 (会 計 課) の 次 に 「 , 留 置 管 理 課 」 を 加 え る 。

附 則

この規則は, 令和 5 年 3 月 17 日から施行する。